

就学前教育について

指導課

1 就学前教育に係る国の動きについて

幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育のよりどころとなる「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」がそれぞれ改訂され、平成30年4月1日より施行された。これらに共通する改訂の趣旨は、次の2点に集約できる。

- | |
|---|
| ① 幼稚園、保育所、認定こども園全てを、「幼児教育施設」として位置づけ、教育の質を確保すること。 |
| ② 5歳児終了時までには育てほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」として明確化するとともに、小学校以降につなげること。 |

さらに、保育所や認定こども園では、次の2点が加えられた。

- 3歳未満児からの教育を、より重視すること
- 職員の資質・専門性の向上に向けた研修機会の充実に努めること

2 茨城県における就学前教育について

茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン(平成29年3月策定)を具現化する計画として平成30年3月に茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン(以下「アクションプラン」)が策定された。

(1) アクションプランで掲げられている具体的な施策

- | |
|-------------------------|
| 施策1 社会全体での就学前教育・家庭教育の推進 |
| 施策2 幼児教育と小学校教育の円滑な接続 |
| 施策3 家庭の教育力の向上 |
| 施策4 個別な配慮が必要な子どもへの支援 |

(2) 市町村における保幼小連携協議会の設置促進

アクションプラン施策1「社会全体での就学前教育・家庭教育の推進」では、就学前教育と家庭教育を推進するために必要な基盤を構築し、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校と家庭や地域、関係機関等が連携することで、社会全体で就学前教育と家庭教育に取り組むことを目指し、保幼小連携協議会の設置を促進している(県の数値目標:平成32年度までに協議会設置市町村100%)。

3 土浦市における就学前教育推進体制について

現状	①現在、全ての幼児教育施設を一元管理する部署がなく、所管が次のように分かれている。 ・市幼(市教委)、私幼(県総務部総務課)、市・私保、認こ(市こども福祉課)
課題	②2021年度末(平成33年度末)で、市立幼稚園の全園廃止を予定している。 ③2025年度末(平成37年度末)で、市立保育所の全所廃止を予定している。 ④各幼児教育施設の教育の質のばらつきが大きい。
対応策	○幼児教育施設全体を一元管理できる部署及び学校教育との接続について維持・管理できる部署を明確にし、必要な専門スタッフ(幼児教育アドバイザー(例:幼稚園教諭、保育士の有資格者))を配置し、全市的に就学前教育を推進する体制を整備する。

参考

- ① 既に保幼小連携協議会を設置している自治体では、教育委員会が事務局となっている場合が多いが、公立幼稚園がない市町村では保健福祉部が主管課となっている。
- ② 子ども・子育てに係る組織(担当課)についての他自治体の主な状況
 - ◆茨城県:保健福祉部子ども未来課、教育委員会就学前教育・家庭教育推進室
 - ◆水戸市:教育部幼児教育課 ◆日立市:保健福祉部子ども局子ども政策課
 - ◆つくば市:こども部こども政策課・幼児保育課・こども育成課
 - ◆稲敷市:教育委員会子ども家庭課 ◆かすみがうら市:保健福祉部子ども家庭課子ども未来室